父の意志受け継ぎ 子供の私達が闘う

高千穂　吉村宜博

手紙

私は、出身が荒尾です。昭和二十六年に、原万田で生れました。

父は三池炭鉱に勤めていましたが、安保闘争の際三池労組から新労組に移りました。三十九年に死んでしまった関係上、私は労運働動に関して父と議論したことは一度もありません。

もちろん、三池労組から新労組へ移ったいきさつについては全然知りません。しかし私なりに父を考えるとき、私はこんなふうに思います。

当時父は病弱で、欠勤が非常に多かったようです。それに幼い子供を三人かかえていましたし、とても楽な生活ではありませんでした。（皆さんもそうであったと思いますが）

母も家計をたてゆくために和裁をして働き、徹夜することもしばしばでした。

ところがそういう生活をしてきたにもかかわらず、私はさほど苦労した記憶がありません。

いま思うのに、父は「子供は苦労させることなく育てよう」――そんな気持が強かったようです。

そう考えますと、父が私たちのために三井独占資本に屈し、仲間を裏切ったことになります。父がもし労働運動を追及していた人であるならば、決断を下すまでにはものすごく苦しんだであろうし、自分の信念を曲げたことによって、父は生き甲斐をうしなってしまったんじゃなかろうか。

そう思うと、私は父がかわいそうでなりません。

なぜそのとき、「みんなで苦労を分け合っていこう」といってくれなかったのか。考えると涙のでることさえありますが、残念でなりません。

私は現在、全電通（宮崎県高千穂分会）の組合員です。社青同にも加盟して、いまの運動をもっともっと深めていきたいと思っています。

兄も荒尾の全通でがんばっていますが、父が子供のためを思って自分の信念を失ったのであれば、子供が父の内心の意志を受け継いでいくのは当然のことであると信じています。

そういう意味でも三池には是非いきたいと思い、こんどの交流を思い立ったものです。〝まなぶ〟（労大の学習誌）の読者のひとり（女性）からも、「どうしても、三池の人たちと会ってみたくなった。吉村さんはあっちの出身だし、なんとかならないだろうか」と、相談ももちかけられ、こんどのことが実現できたわけです。

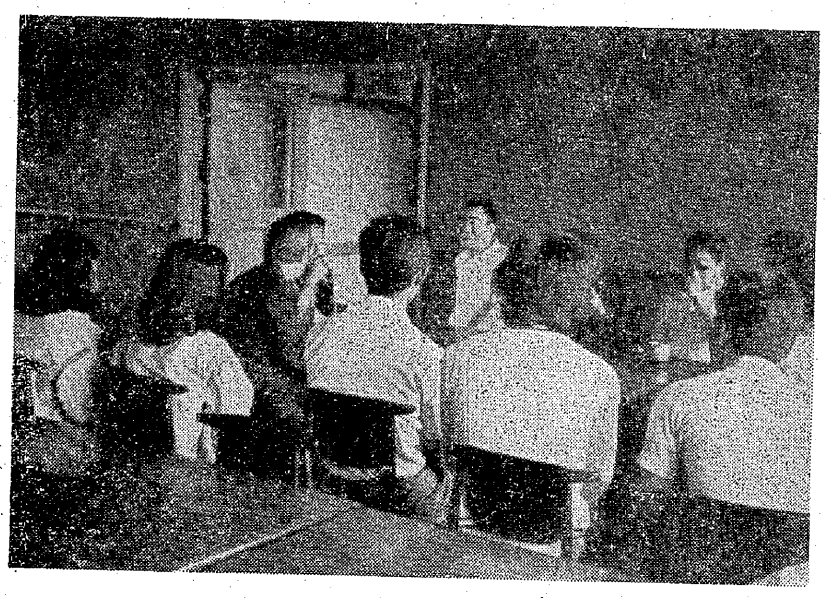

私たちは七四春闘を力いっぱい闘い抜き、一応の成果を勝ち取りました。とくに高千穂では四月六日、全林野高千穂分会に対し、委員長の懲戒免職を含む不当処分がかけられてきました。私たちはこの問題を全労働者階級に対する政府・独占の弾圧・挑戦であるとの視点に立ち、連日支援動員を行ない追及しました。処分の撤回は勝ち取れませんでしたが、私はこの闘争を通じて資本主義の本質への認識がさらに深まり、闘う労働者が増えたことを信じています。

私たちは現在の意識を、三池の皆さんとの交流により一層高め、何はさておき参議院選に向け結集していこうと思っています。

今後とも、よろしくご指導ください。

×

なお吉村さんの連絡先は、「宮崎県西臼杵郡高千穂町、全電通高千穂分会気付」です。そして吉村さんは組合活動や社青同の運動だけでなく、あの耆呂久公害問題でも地域住民の間にとけこみ、活動を続けている人です。

全電通高千穂分会から来組

別項の吉村宜博さんの手紙にもあるように、二～三（日・月曜）の両日、三池労組の組合員・家族との交流を求め、全電通高千穂分会（宮崎県）の青年・婦人部の活動家たちが来組。

女性四人を含めて十一人（代表者＝吉村宜博さん）。四山社宅、大島社宅、西原社宅、三川新港町社宅にそれぞれ民泊。家族とのだんらんを通じて、三池の闘いの歴史などを真剣に学んだ。

帰りにはとくに熊大付属病院で入院しながら療養生活をおくっている、浜田宇吉さんらCO患者（もちろん、植物人間と称されている受川孝さんも）を親しく見舞ったが、「やっぱり三池にやってきてよかった。資本の正体を改めて見とどけた感じで、三池の命を守る反合理化闘争から学ぶところが多かった」とくり返しながら帰っていった。（上の写真は、熊大病院のCO患者見舞い）

参議院選挙に思う

明治分会　猿渡静子

七四国民春闘は、いままでにない大幅賃上げを勝ち取り、最低賃金制・社会保障・官公労働者のストライキ権問題などで、一定の前進をしたことを確認できるようです。

けれども、毎日毎日のテレビ、新聞をにぎわす物価値上げは、私たち主婦をまたおびやかしています。

洗剤さわぎからはじまって、つぎつぎに肉、牛乳、パン、魚卵、バターと食品の値段は二倍も三倍も高くなるばかりです。

公害を見ますと、四日市ぜんそく、富山のイタイイタイ病、四大公害の一つといわれる水俣病と、人間無視による、資本主義的合理化がますます強まる情勢にあります。

職場では、職業病・災害が絶えず、人間として生きる権利を高めるには闘いを強化しなければいけません。

こんなことを思えば、こんどの参議院選挙には、組合推薦候補を必ず国会に送って十分発言して頂き、労働者が生活しやすいような政治の実現をめざさなければなりません。

残り少い日程を、全体で力をだしあい全候補当選のためがんばりたいと思います。

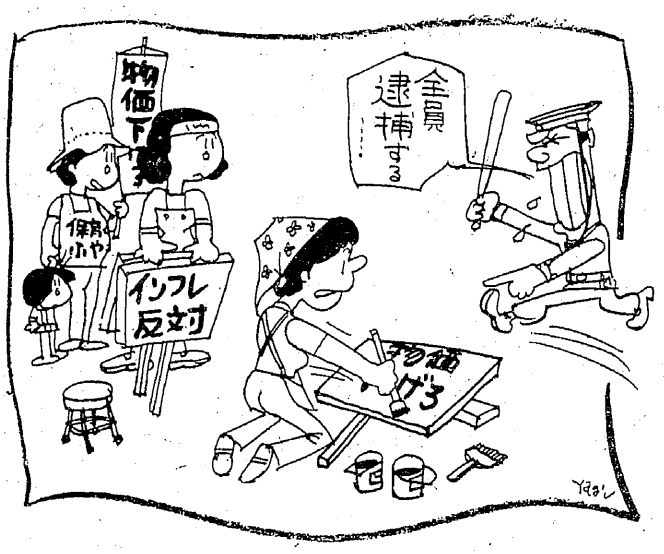

重くなる処罰の程度

大衆運動を徹底的に弾圧

刑法改悪の狙うもの ②

現在進められている刑法の全面改悪は、六〇才以上の犯罪類型を新設・増設し、あるいは刑罰を引き上げようというものである。

これらのうち、とくに私たちの労働運動に関係のあるものを拾ってみると、

刑の引き上げ＝名誉の侵害（三年以下の懲役と罰金を五年以下の懲役と罰金に）、侮辱（拘留、科料を一年以下の懲役、一〇万円以下の罰金に）、秘密の漏示（六カ月以下の懲役と罰金を一年以下の懲役と罰金に）

刑の新設＝外国元首侮辱（三年以下の懲役または禁固）外国使節侮辱（二年以下の懲役または禁固）。集団暴行脅迫（五年以下の懲役）、騒動予備（三年以下の懲役または禁固）企業秘密の漏示（三年以下の懲役、五〇万円以下の罰金）、多衆恐かつ（一年以下の懲役）、困惑恐かつ（七年以下の懲役）過失建造物破壊（一年以下の禁固、二〇万円以下の罰金）、多衆傷害（一〇年以下の懲役、二〇万円以下の罰金）

現行法からの編入＝公務員機密漏示（一年以下の懲役、三万円以下の罰金を三年以下の懲役または禁固に）、多衆暴行、多衆脅迫、多衆損壊（暴力行為を上記の三つに分け、三年以下の懲役、一〇万円以下の罰金を五年以下の懲役、二〇万円以下の罰金）

公害告発が犯罪に

企業秘密漏示罪というのは、企業の生産方法など技術に関する秘密を、企業の中から外部にもらすと、最高三年の懲役刑に処す、というもの。

大企業の不正なもうけを生みだす生産システムや、公害の原因となっている生産技術などを企業内から告発することは不可能になるだろう。

言論の自由を抑える

名誉侵害罪というのは、公然と事実を指摘しても「人の名誉を侵害した」ということで「その事実が真実であると否とにかかわらず」五年以下の懲役か禁固、または三〇万円以下の罰金を科す、というものである。

人の名誉を傷つけてはならないことは当然のことだが、公職についている人や、公職の候補者の不正行為に対する国民世論の追及を権力の手をかりて抑えつけようというものである。

〝ニクソン帰れ〟が罪に

外国元首侮辱罪が新設されると、たとえば「戦犯ニクソン帰れ」とアメリカ大使館前でシュプレヒコールしたり、デモのプラカードに書いたりするような、言論の自由な行使さえ犯罪とみなされてしまう。

刑罪を三倍に重く

公務員機密漏示罪は、これまで国家・地方公務員法にあったものを刑法に編入しようというものだが、刑罰は三倍に重くして最高三年の懲役にしている。

このため、公務員が真に国民の権利と利益を守る立場で行動すると、国家の秘密をもらしたという口実で処罰される。

集まっただけで罪に？

騒動予備罪というのは、運用いかんによってはデモや集会を弾圧する強力な道具になる。

騒動の目的で集まったのか、抗議デモのために集まったのか、その判断は現場の警察官がするわけだ。集会やデモの指導者たちはその場で逮捕されてしまう。

また、デモや集会などに対して、警察官などが解散命令をだし、三回以上要求しても解散しなかった場合には、〝多衆不解散〟で二年以下の懲役か禁固、五万円以下の罰金。

二人以上が重くなる

こんどの刑法改悪案は「多衆」とか「二人以上共同して」という場合はとくに重く処罰することにしている。これは、労働運動などの弾圧介入をねらっているわけだ。

抗議デモやすわりこみ、ピケなどで押しあいになることがよくある。ちょっとした押しあいのあと、職制が病院にかけこんで診断書を書いてもらうと、これをもとに傷害罪の容疑で警察官が組合員を逮捕するといったぐあいに悪用される。

いまの刑法にある傷害罪、暴行罪、脅迫罪などが大衆運動を不当に抑圧する武器としてつかわれていることは、みなさんも知っているとおり。こんどの改悪はこれを「多衆犯」として、二人以上の場合、はるかに重い刑罰を加えようとしているのである。

〝危険人物〟は長期収容

以上のほか、傷害事件を三回、四回と重ねた者を〝常習者〟として不定期刑（五年～一〇年）にするとか、精神病（ノイローゼも）の人が禁固以上の刑にあたる行為をしたときには、刑務所に入れないで「保安施設」に収容し、拘禁三年間をさらに更新できるようにするといった「保安処分」も改悪案の中にもりこもうとしている。

基本的人権の重大な侵害であり、法務省や裁判所の裁量できめることができるという点も問題である。